

2014年（平成26年）1月21日

放送人権委員会決定 第52号
「宗教団体会員からの申立て」
— 見解 —

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

2014年（平成26年）1月21日
放送と人権等権利に関する委員会決定 第52号

「宗教団体会員からの申立て」に関する委員会決定 — 見解 —

申立人 宗教団体会員の男性

被申立人 株式会社テレビ東京

苦情の対象となった番組

『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』

放送日時 2012年12月30日（日）午前1時25分～2時25分

【決定の概要】…………… 2ページ

【本決定の構成】

I 事案の内容と経緯…………… 4ページ

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

2. 論点

II 委員会の判断…………… 6ページ

1. 本件放送は、申立人のプライバシー権、肖像権を侵害するものであるか

(1)申立人をアレフ信者であるとして、脱会カウンセリングの模様の隠し録音の内容と、私信の映像・内容などを放送したことと、申立人のプライバシー権

(2)商店街を歩く申立人、帰省時の申立人の撮影・放送と肖像権

(3)本件放送は申立人本人を特定しうるものであったか

(4)公共性・公益性とプライバシー権侵害の判断について

2. 本件放送の放送倫理上の問題について

(1)申立人の特定可能性への配慮

(2)カウンセリングの隠し録音と両親への私信の撮影・朗読の問題点

(3)本件放送の公共性・公益性により本件放送部分が許容されるか

(4)アレフの団体としての取材拒否、申立人の両親の承諾との関係

III 結論…………… 11ページ

IV 番組の概要…………… 13ページ

V 申立人の主張と被申立人の答弁…………… 15ページ

VI 申立ての経緯および審理経過…………… 19ページ

【決定の概要】

テレビ東京は、2012年12月30日午前1時25分から午前2時25分まで、『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』と題する番組で、オウム真理教の後継団体であるアレフの活動状況と、新たにアレフの信者となった若者らの様子をローカル放送した。番組は、申立人をアレフの信者であると紹介しつつ、申立人の顔に一定のボカシをかけながら、申立人が特定の地方都市の国立大学を放送の年に卒業したこと、年齢や出身地方を説明し、その大学を想起させる大学の構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺の映像、卒業式らしき場で友人たちと写る写真などを放送した。また、申立人が実家で、アレフ脱会のカウンセラーからカウンセリングを受け、思春期の悩み等から信仰に至ったことを話す状況をカウンセラーのみの了承のもとで隠し録音し、音声を変えたうえで放送し、さらに、申立人が両親に送った私信の映像を流しながら、信仰に対する考え方を書いた部分のナレーションによる朗読を挿入するなどした。

委員会は、申立人から本件放送によってプライバシー権などを侵害されたとの申立てを受けて審理し、「見解」に至った。決定の概要は以下の通りである。

委員会は、アレフの危険性についての疑惑などに関係する調査報道を行う本件放送の公共性・公益性を高く評価し、今、なぜ若者がアレフに入信するのかを明らかにすることを目的とした本件放送の申立人に関する部分についても同様に公共性・公益性を認めるものである。

しかし、本件放送においては、申立人の顔に一定のボカシをかけ、申立人の声を機械的処理により変換したものの、年齢、出身地方や出身国立大学のある都市の情報、出身大学を想起させる構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺の映像、卒業式らしき場での友人と写った写真などの情報を放送の中で順次示した。このため、申立人を知る一定の者には、本件放送の対象が申立人であると特定できることとなっている。

このように本件放送の対象が申立人であると特定できる状況下で、申立人が脱会カウンセラーとの間で脱会に関するカウンセリングを受けている場を、カウンセラーのみの了承のもとで隠し録音して放送し、申立人が両親に宛てた手紙を両親から提供を受けて放映しながらその内容をナレーションで朗読して放送し、申立人の思春期の心情や信仰に至る経緯を語る部分を明らかにしたことは、申立人の承諾なく私生活の領域に深く立ち入るものであり、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えない。この放送部分の内容がプライバシー権の侵害に至るものであるか否かについては委員の意見は一致しなかったが、この放送部分に放送倫理上の問

題があることで委員の意見は一致した。

いかに本件放送部分に高い公共性・公益性が認められるといつても、申立人と特定しうる状況下において、カウンセリングを受ける場や、両親に宛てた私信などの申立人の私生活の領域に、申立人の承諾なく踏み込んだ放送を行うことは、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えず、放送倫理上問題があると判断する。

委員会は、本件放送の公共性・公益性を高く評価するものであるが、本件放送部分は、その放送目的を追求するあまり、申立人のプライバシーに対する十分な配慮があるとは言えない結果となったものであり、テレビ東京に本決定の主旨を放送するとともに、今後、プライバシーに配慮した放送を要望するものである。

I 事案の内容と経緯

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

対象となった番組はテレビ東京が2012年12月30日午前1時25分から午前2時25分まで放送した『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』。番組は、オウム真理教の後継団体アレフが「麻原回帰」を鮮明にし、新たな信者獲得に動く中、なぜ多くの若者が入信するのかを主なテーマに、元最高幹部のインタビューや現役信者や家族らを取材した映像等を中心に放送した。

この放送に対し、番組で紹介された男性が、個人情報を公開されたうえ、「何の断りもなく、公道で盗撮された私の容貌・姿態を放送され、自宅の所在・外観を特定可能なかたちで放送され、容易に判別可能な顔写真数枚を放送された。また、カウンセラーとして紹介された男性からカウンセリングを受けている時の会話の隠し録音を放送された。両親に送った直筆の手紙について、手紙の現物とともにその文面を放送された」等と抗議する文書をテレビ東京に送ったうえで、20日以上回答がなかったため、プライバシー等の侵害を訴える申立書(2013年2月21日付)を委員会に提出した。また男性はテレビ東京に対し、番組を制作、放送したことについて、非を認めて直接謝罪し、番組を二度と放送しないと誓約するよう求めた。

これに対しテレビ東京は、「番組はオウム真理教の後継団体アレフの現状を伝えることなどを目的とした公益にかなうもので、取材も両親などから承諾を得てすすめている」として、申立人の求めには応じかねると回答。このため男性は、「当事者間の解決は極めて困難だと思われる」として最終的に委員会の審理に委ねる文書を提出した。

テレビ東京はその後委員会に提出した「局の見解」書面で、「公安調査庁の観察処分の対象となっている団体の実態を明らかにするには、私たちのとった取材手法以外に方法はなかった。編集に際しては、男性の映像や音声、写真には加工を施すなど人権の保護に配慮して放送し、問題はないと判断している」等と、反論している。

委員会は2013年4月に開催された第196回委員会で審理開始を決定した。

番組の構成と申立人関連部分の概要については後述の「IV 番組の概要」、提出された書面やヒアリングなどを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は、「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。

また申立てに至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯及び審理経過」に記載のとおりである。

2. 論点

論点は以下のとおりである。

1) 人権侵害か否か

- 本件放送による「プライバシーの侵害」はあったか
 - ・申立人を特定できる情報・写真・映像・音声を放送したか、特定できたとしてどの範囲の人々に可能であったか
 - ・自宅、公道等を歩行中の映像はプライバシー権、肖像権の侵害にあたるか
 - ・申立人がカウンセリングを受けている時の会話を申立人の同意なくして録音したことは、プライバシー権等の人権侵害にあたるか
 - ・申立人から両親宛の直筆の手紙の文面と内容を公表することがプライバシー権等の人権侵害にあたるか
 - ・申立人と両親の取材について両親の承諾を得たことは申立人のプライバシー等の権利とどのような関係を持つか
- 本件放送による具体的な被害はあったか
- 公共性・公益性をどう考えるか
 - ・申立人の登場部分は、どのような意図、目的のもとで放映されたか
 - ・本件放送の趣旨から見て、アレフがいわゆる団体等規制法の対象としてなお観察処分の対象となっていることは、申立人に関する取材、放送を正当化するか
 - ・アレフやアレフの他の信者への取材が困難であることは、申立人の承諾なくして申立人を取り材し、放映することを正当化するか

2) 放送倫理上の問題

- 申立人に取材の申し入れ等をしていないことの当否
- 隠し撮り・隠し録音等の取材手法とその放送の当否
- 直筆の手紙の映像・内容の公開の当否

II 委員会の判断

1. 本件放送は、申立人のプライバシー権、肖像権を侵害するものであるか

(1) 申立人をアレフ信者であるとして、脱会カウンセリングの模様の隠し録音の内容と、私信の映像・内容などを放送したことと、申立人のプライバシー権

テレビ東京は、本件放送において、アレフの在家信者として申立人を紹介したうえで、申立人が脱会カウンセラーといわれる男性のカウンセリングを受け、「思春期から悩みがあつて、解決した。楽になった。これは間違いないなど、自分の中に入ってきた・・」などと話している状況を隠し録音して放送した。さらに、申立人が両親に宛てた手紙について、両親から提供を受けて撮影しながら、「全ての魂は否定できなくて、どんな人でもモノでも、良い部分は良い部分として吸収していけたら」などと書かれた部分のナレーションによる朗読を挿入した。また、北日本のA市(本件放送では実在名を放送)にある申立人の自宅の外観などを放送している。

申立人がアレフの信者であることや、申立人がカウンセリングを受けたこと、そのカウンセリングの中で述べた内容、あるいは両親に宛てた手紙の中で述べた内容は、プライバシーにかかわるものであり、申立人のプライバシー権を侵害するものではないかとの問題が生じる。

(2) 商店街を歩く申立人、帰省時の申立人の撮影・放送と肖像権

本件放送で、テレビ東京は、申立人が、自らの住居のあるA市内の商店街を歩く様子や、申立人が実家に帰る途中の状況などを申立人の承諾なく撮影し、顔にボカシをかけたうえで放送している。しかし、これらは公共空間での映像であり、申立人の映像そのものからは申立人の容貌等を明確に推知することはできないから、本決定では申立人の肖像権の侵害の問題は論じない。

(3) 本件放送は申立人本人を特定しうるものであったか

(1)において検討したとおり、申立人がアレフの信者であることを示したうえで申立人がカウンセリングを受けている際の会話の隠し録音を放送したこと、申立人が両親に宛てた手紙を放映しながらその内容を朗読するナレーションを挿入すること(以下、上記カウンセリングに係る放送部分及び手紙に係る放送部分をあわせて、「本件放送部分」という。)は、申立人のプライバシー権の侵害の問題を生じうる。しかし、本件放送部分が、視聴者から見て、申立人に関するものであるという特定ができないときには、本件放送によって申立人のプライバシー権が侵害されるという問題は生じないとも考えうる。この点、テレビ東京は、本件放送の内容からはその取材対象が申立人であると特定はできないから、申立人のプライバシー権を侵害していないと主張する。

そこで検討すると、本件放送では、申立人の氏名は公表されず、申立人が市中を歩いている姿については、顔にボカシがかけられている。他方、申立人に言及する当初

の部分では「〇〇地方に住む、ある家族。おととし、A市で暮らす〇〇歳の長男が突然アレフに入信した」（「〇〇」と「A市」部分は当委員会決定では非公開とした。）とのナレーションが入り、その後、「息子は今年の春、A（市）の国立大学を卒業し、A市内で就職」したとのナレーションが入り、申立人が卒業した大学を想起させる、大学の構内と学部の名称の入った門柱の映像が流れる。さらに、アレフの道場の近くに申立人が引っ越したとのナレーションを入れながら申立人の自宅の外観が放映された。また、場面が変わって、申立人が帰省する場面では、地元の駅のショッピングセンターと自宅の様子の映像が放映され、最後には、卒業式らしき場での4人の友人と一緒に撮影した写真が放映されている。写真には、ボカシがかけられているが、申立人及び4人の友人について、髪型、服装等は概ね判別できる。

テレビ東京は、A市内の国立大学を放送の年に卒業した男性は相当数おり、本件放送だけで申立人を特定することは困難であるとする。

しかし、本件放送では、申立人がA市内の国立大学を放送の年に卒業したことだけでなく、年齢、出身の地方などの情報に加え、申立人が卒業した大学を想起させる構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺や実家の映像、卒業式らしき場で友人と撮影した写真などの情報が順次明らかになっており、これらの情報を総合すると、たとえば申立人の中学や高校、大学時代の友人、職場の同僚などの者が、本件放送の取材対象が申立人であると特定することはある。

なお、本件放送は、年末の深夜、関東圏で放送されたものではあるが、申立人の周辺にいた知人が視聴した可能性も考えられる。その知人から、申立人が本件放送対象となっていることなどが申立人の他の知人に伝わっていくこともありうることである。申立人は、東京にいた大学時代の友人が本件放送を見て取材対象が申立人であると特定し、その結果、A市在住の大学時代の友人たちが本件放送の内容を知るに至ったと説明している。その事実の確認までは困難であるが、この時期に関東圏で本件放送を視聴した者の中に、申立人を知り、あるいは将来申立人を知ることとなる者が含まれることはありうることであり、これらの者から、申立人を知る他の者に本件番組の内容が伝わることも予想しうることである。

このように、本件放送では、全ての一般視聴者が取材対象を申立人であると特定することはできないものの、申立人に関する経歴などの一部を知り、あるいは今後その経歴を知るに至る者からは、本件放送の取材対象が申立人であると特定することができる。

(4) 公共性・公益性とプライバシー権侵害の判断について

そこで、本件放送部分が、プライバシーにかかわる事実を放送したものであっても、本件放送の公共性・公益性との関係で許容されるかどうかが問題となる。

本件放送が取り上げたアレフは、過去に地下鉄サリン事件などの無差別大量殺人事

件を起こしたオウム真理教の後継団体であり、現在も、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下、「団体等規制法」または「団体規制法」という。）の観察処分の対象となっている。本件放送は、そのアレフについて、オウム真理教の教祖に対する回帰的傾向がうかがわれ、アレフにはなお危険性があるのではないかとの視点から報道を行ったものである。さらに、そのアレフに近年、信者が増加しており、特に一連の事件を知らない若者の入信が増加していること、またA市での入信者が群を抜いて多いことから、「若者がなぜオウムへ向かうのか」ということを明らかにすることも本件放送の趣旨に含まれるとしている。本件放送は、そのような意味で、高い公共性・公益性が認められる。

委員会では、本件放送部分が放送の対象としたことは、申立人の内心の深い部分の、人に最も知られたくないことがらの一つであるから、申立人と特定しうる状況の下で、これを申立人の承諾なく放送することは、いかに本件放送部分に一定の公共性・公益性が認められるとしてもプライバシー侵害にあたるのではないかとの意見があった。これに対して、本件放送は、カウンセリングに関する放送部分については、2時間半のカウンセリングの冒頭の1分程度の部分で、前記のとおり、思春期からの悩みが解決する確信を持った旨申立人が述べた部分は、15秒程度の音声の放送に過ぎない。両親宛ての私信についても、アレフに対する自らの見方を述べる部分の朗読のみであって具体的な事実の吐露があったとまではいえない。本件放送部分は、オウム真理教による一連の事件を直接見聞きしていない若者がなぜアレフに向かうのかを明らかにするという放送目的に直結するものである。本件放送は年末の深夜に行われた関東圏のローカル放送であった。以上のことを考慮するとプライバシー権の侵害とまではいえないのではないかとの意見があり、一致した結論を得ることはできなかった。

よって、委員会は、本件放送部分について、申立人に対するプライバシー権の侵害の問題は論じない。

2. 本件放送の放送倫理上の問題について

次に、本件放送部分について、放送倫理の観点から、申立人のプライバシーや私生活の平穏に対する配慮に欠いた点があったか否かについて検討する。

(1) 申立人の特定可能性への配慮

1の(3)で検討したとおり、本件放送では、申立人の年齢、出身の地方、申立人がA市に居住すること、A市内の国立大学を放送の年に卒業したことを説明し、これに重ねて申立人の卒業した大学を想起しうる、大学の構内、学部の名称の入った門柱の映像などを流している。さらに、ボカシはかけられているものの髪型、服装等は概ね判別できる、卒業式らしき場で友人4人と撮影している写真、実家付近の駅のショッピングセンターが背景に映る映像や実家付近の映像などの情報を放送の進行とともに順

次示している。申立人の周囲にいた学生時代の友人や知人などが本件番組を視聴し、上記の放送された各事実をつなぎ合わせて判断したときは、本件放送に登場した者が申立人であったと特定しうる。

本件放送において、申立人のような高学歴の者がなぜアレフを信仰するに至ったかという観点から、申立人の一定の属性を明らかにする必要性は理解できるが、実家のある地方や、実家のある駅のショッピングセンターが背景に写る映像、友人の服装なども映った卒業式らしき場面の写真などは、上記の放送趣旨からして必須な情報ではなく、他方、申立人を知り、あるいは今後知る者が、それらの事実を総合して判断するならば、申立人として特定しうる情報であった。

本件放送は、申立人のプライバシーにかかる事実を明らかにするものであるから、申立人の顔のボカシや肉声の機械的処理による変換という配慮だけでなく、上記のような申立人を特定しうる情報をどの範囲で、どのように明らかにするかについて、より慎重な配慮を行うべきであったし、放送目的との関係でもそれは可能であった。

(2) カウンセリングの隠し録音と両親への私信の撮影・朗読の問題点

本件放送は、申立人が脱会カウンセラーといわれる男性のカウンセリングを受け、前記のとおり、思春期からの悩みが解決する確信を持った旨話している状況を、カウンセラーのみから了承を得て隠し録音して放送した。さらに、申立人が両親に宛てた手紙について、両親から提供を受けてこれを撮影しながら、「全ての魂は否定できなくて、どんな人でもモノでも、良い部分は良い部分として吸収していくけたら」などと書かれた部分のナレーションによる朗読を挿入した。

この本件放送部分において、カウンセリングにおける会話を隠し録音して放送したり、私信を映しながらその内容をナレーションで朗読するという手法は、申立人の心情を明らかにするという点ではリアリティを持たせる手法ではあるが、視聴者に、申立人がカウンセリングを受けているその場を再現し、あるいは私信を読む両親と同じ立場にいるかのような状況を再現するものであり、申立人の私生活の領域に深く立ち入るものである。また、本件放送部分の申立人の発言や私信の内容も、申立人の思春期の心情や信仰を持つに至る心の過程にかかるるものであり、放送倫理の観点から、申立人のプライバシーへの配慮が必要ではなかったかが問題となる。

(3) 本件放送の公共性・公益性により本件放送部分が許容されるか

これに対し、テレビ東京は、本件放送の目的、特に申立人に関する部分の放送の目的を次のとおり説明し、本件放送には公共性・公益性があるから、放送倫理上の問題はないと主張する。

即ち、前述のとおり、本件放送はアレフが団体等規制法の観察処分の対象となっており、なお危険性があるのではないかとの視点から報道を行ったものである。さらに、そのアレフに近年、一連の事件を知らない若者の入信が増加しており、特にA市での

入信者が群を抜いて多いことから、「若者がなぜオウムへ向かうのか」ということを明らかにすることも本件放送の趣旨に含まれるとしている。

たしかに、本件放送は、近年のアレフの動向について、オウム真理教の教祖との関係を示しつつなおその活動の危険性への疑念があることや、そのような団体であるアレフに若者の信者が増加していることを、データなどを示して説明しようとしたものであり、その中で、近年入信した若者の例として申立人を紹介し、その入信に至る動機を放送しようとしたものであるから、申立人に関する本件放送部分についても、高い公共性・公益性が認められる。

しかし、本件放送部分は、カウンセリングの場面や両親に宛てた私信の内容を放送するものであり、申立人の私生活の領域に深く立ち入っていることは明らかである。脱会カウンセリングは、法的な資格に基づいて行われているものではないが、脱会にあたって有効な手段として社会的にも認知されているところである。そのカウンセリングにおいて話された内容について、カウンセラーに守秘義務があることは条理上明らかであり、申立人も守秘義務に関する信頼に基づいてカウンセリングに応じて話をしている。本件放送は、そのような守秘義務に関する申立人の信頼を裏切らせ、申立人には思いがけず自らの内面を明らかにされる結果となっている。このような取材・表現手法が認められれば、脱会カウンセリングなどの場面で条理上守られるべき守秘義務に対する信頼がゆらぎ、相互の信頼関係が維持されず、このようなカウンセリングなどを行うことが困難になるおそれもある。

両親に宛てた私信を示しながら、ナレーションによって信仰に関する思いなどを書いた部分の朗読を挿入したことについては、申立人は、両親に対する私信がそのような手法で公開されないことを信頼して、自らの信仰に関する感情などを私信の中で記している。

申立人は、アレフのいわゆる在家信者にとどまり、アレフの役職員にはあたらない。また、申立人が本件放送において、アレフの構成員として何らかの社会的危険性のある行為を行おうとしているなどの具体的な事実も見当たらず、カウンセリングで話している内容や私信で記載している内容も申立人個人の思春期の心情や信仰に対する思いである。本件放送部分に高い公共性・公益性が認められるとしても、このように申立人のカウンセリングの内容や私信の記載を明らかにすることは、その手段・方法において相当なものとはいえない。

したがって、上記のような方法で申立人の私生活に立ち入り、その内心を明らかにしたことは、放送倫理上の問題がある。

(4) アレフの団体としての取材拒否、申立人の両親の承諾との関係

テレビ東京は、申立人の承諾なく録音や撮影をしたことについて、アレフに対して取材申し入れを行ったにもかかわらず断られ、あるいは申立人以外のアレフの個別の信者に路上等で取材の申し入れをしたが断られたから、やむを得ない手段であったとする。

しかし、申立人とは別個の主体であるアレフや申立人以外の信者が本件取材に対して拒絶するような対応をとったからといって、申立人本人に対して取材の申し入れを行わなかつたことや、カウンセリングの内容を隠し録音して放送することまでを正当化する理由とは評価しがたい。

また、テレビ東京は、申立人の両親が、申立人に対する取材に同意していたことを申立人に関する取材及び放送を正当化する理由としてあげるが、申立人は、すでに成人しており、いかに両親が承諾しているからといって、申立人に対する取材・表現手法の問題は解消されない。

III 結論

委員会は、アレフの危険性についての疑惑などに關係する調査報道を行う本件放送全体の目的を高く評価し、今、なぜ若者がアレフに入信するのかを明らかにすることを目的とした本件放送の申立人に関する部分についても高い公共性・公益性を認める。

しかし、本件放送は、申立人の顔に一定のボカシをかけたものの、年齢、出身地方や出身国立大学のある都市の情報、出身大学を想起させる構内や学部名の入った門柱の映像、友人との写真などの情報を放送の中で順次明らかにしたことにより、申立人を知る者からは、放送対象が申立人であると特定しうる放送内容となった。そのような状況の下で、申立人が脱会カウンセラーとの間でカウンセリングを受けている場面を隠し録音して放送し、両親に宛てた私信を示しながらその内容をナレーションで朗読するという手法で放送し、申立人の思春期の心情や信仰に対する思いを語る部分を明らかにしたことは、申立人の承諾なく私生活の領域に深く立ち入るものであり、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えない。

日本民間放送連盟放送基準は、「第1章 人権（3）」において、「個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない」、また、同連盟報道指針は、「3. 人権の尊重」において、「名誉、プライバシー、肖像権を尊重する」としており、本件放送部分は、放送倫理上問題がある。

委員会は、アレフの危険性等を追求する本件放送の公共性・公益性を高く評価する

ものであるが、本件放送部分は、その放送の目的を追求するあまりに、申立人のプライバシーに対する十分な配慮を欠いた結果となっている。委員会は、テレビ東京に本決定の主旨を放送するとともに、今後、プライバシーに配慮した放送をするよう要望するものである。

IV 番組の概要

	登場人物	概 要 (映像・音声等)
タイトル前		<ul style="list-style-type: none"> ・長期間逃亡していたオウム真理教の元信者3人が次々に逮捕 ・地下鉄サリン事件、上九一色村施設の強制捜査（事件振り返り）
タイトル		『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』
現在のアレフの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・公安調査庁、各地のアレフの施設に立ち入り調査 ・修行テープに収められている麻原元教祖の声 ・施設に入りする若者の姿、声をかける番組担当者 ・（ナレーション）殺人をも肯定する教義を捨てていないとの公安調査庁の見立て ・（ナレーション）番組が教団に取材を申し入れたが、一度も返事がなかったこと ・（ナレーション）このところ入信者、特に若者の入信者が増えていること
アレフに入信した申立人とその両親の姿と考え	申立人 申立人の両親	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人の実家、玄関など ・申立人が卒業した大学構内、門柱など（大学名は無し） ・申立人の写真（ボカシ加工） ・帰宅する申立人（路上、ボカシ加工） ・申立人の自宅（ボカシ加工） ・（ナレーション）申立人の実家のある地方名、卒業大学・就職先の所在都市名、年齢 ・（インタビュー）申立人の両親（映像はボカシ加工、音声は加工なし） <ul style="list-style-type: none"> ◇申立人の入信を知った時の驚き ◇申立人の性格 ◇申立人のアレフに対する考え方 ◇両親のアレフに対する不安などについて
元オウム真理教最高幹部などの現在の姿と考え	上祐史浩 元オウム真理教最高幹部	<ul style="list-style-type: none"> ・上祐史浩の最近の動きと紹介 ・（インタビュー） <ul style="list-style-type: none"> ◇「ひかりの輪」が麻原信仰をしていないこと ◇面談会を開いた目的 ◇アレフが拡大していることに対する考え方などについて
	麻原信仰を守っている女性	<ul style="list-style-type: none"> ・麻原信仰を守り続けている女性の自宅とオウム関連の品々 ・（インタビュー） <ul style="list-style-type: none"> ◇本人の入信の動機 ◇今、若者がアレフに向かう理由などについて

	村岡達子 元オウム真理教代表代行	<ul style="list-style-type: none"> ・村岡元代表代行の最近の動きと紹介（学歴、オウムでの立場など） ・（インタビュー） <ul style="list-style-type: none"> ◇入信の動機 ◇代表代行時代 ◇教団脱会の理由 ◇麻原元教祖の処刑後の見通しなどについて
	野田成人 元オウム真理教最高幹部	<ul style="list-style-type: none"> ・野田元最高幹部の最近の動きと紹介（学歴、入信の動機など） ・（インタビュー） <ul style="list-style-type: none"> ◇かつての事件を認めないアレフの問題 ◇今、若者がアレフに向かう状況などについて
帰省した申立人とカウンセリングの様子など	申立人 申立人の両親 脱会カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人の写真（4人の仲間とともに写っている、ボカシ加工） ・帰省した息子を迎える父親、車で自宅へ向かう（ボカシ加工） ・脱会カウンセラーを出迎える父親（ボカシ加工） ・父親とカウンセラーの会話 <ul style="list-style-type: none"> ◇息子の様子、「出家」について ・カウンセラーと申立人との会話（映像は実家の外観等、音声は加工） ・申立人から両親に宛てた直筆の手紙の接写 <ul style="list-style-type: none"> ◇アレフへの信仰について
被害者の現在の姿と考え	被害者 被害者の兄	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄サリン事件の被害者とその家族の様子 ・インタビューに答える被害者とその家族 <ul style="list-style-type: none"> ◇新しく入信する若者について
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> ・上九一色村の空撮、慰靈碑 ・（ナレーション）「オウムに向かう若者たち。あれから17年。今日もまたあの声を聞いている」

(被申立人が提出した資料等をもとに作成)

V 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人（テレビ東京）
(1) カウンセリング・私信の放送とプライバシー権	<p>■カウンセリングを受けている時の会話の隠し録音を放送された。また、カウンセリング結果をカウンセラーガが語るインタビュー映像が放送された。両親に送った直筆の手紙について、手紙の現物とともにその文面を放送された。上記の取材・放送によってプライバシー、みだりに自己の発言を録音・公表されない自由を侵害された。</p> <p>■手紙は両親に宛てた個人的な手紙で、公に発表するつもりもまったくないものだし、カウンセリングの内容も、一部ではあるが申立人の宗教的信条と言うか、そういうプライベートな内容だ。それがまさか広く一般に知らしめられるとは思っていなかった。</p> <p>■事前はもちろん事後においても、申立人に何の断りもなく取材・放送された。あまりにも申立人の基本的人権を無視した取材方法と放送内容に対して強い憤りを感じている。</p>	<p>■申立人のカウンセリング内容は単なる個人の発言という枠を超えて、若者がアレフに向かう理由を知るうえで極めて重要な内容である。個人が特定されないよう音声を加工しており、プライバシーの侵害にあたるとは考えていない。</p> <p>■カウンセリングの中で放送に使った部分は一部で、個人の特定に至る、あるいは個人の心の悩みであったり、個人情報に差しさわりのあるような部分は放送していない。</p> <p>■個人の特定に至るような私信の部分、個別の内容については触れずに、こうした問題を世に訴えるために必要な、教団側が間違った事実を伝えているのではないかということが端的にわかる部分を使用した。</p>
(2) 申立人の撮影と肖像権	<p>■公道で盗撮された申立人の容貌・姿態を放送され、みだりに自己の容姿ないし姿態を撮影・公表されない自由を侵害された。</p>	<p>■申立人の映像及び写真については個人を特定されないように加工しており、番組をご覧になったご両親も「息子とはわからない」と納得している。みだりに自己の容姿ないし姿態を撮影・公表されない自由の侵害にはあたらないと考えている。</p>

	申立人	被申立人（テレビ東京）
(3) 申立人の特定可能性	<p>■放送を見た複数の知人らから、番組で取り上げられているのが申立人のことではないかと疑いをもたれており、今後勤め先や家主、友人との関係をはじめとして、回復不可能な私生活上のトラブルに発展しかねない。</p> <p>■「今春A市内の国立大学を卒業」して「A市内で就職」した「○○歳の男性」で、「アレフの在家信者」として個人情報を公開された。</p> <p>■2人の友人が番組に出ていたのが申立人だと特定したことを把握している。また、折に触れて連絡があった友人から、放送後ばたりと連絡がなくなりた。どのように友人に接していくかわからず、怖い。こういう人間関係で友人と関係を続けていかなければならないと思うと非常につらい。</p>	<p>■申立人と同様の社会的立場にいる男性は相当数にのぼると考えられる。放送に際しては申立人個人が特定され不利益を被ることのないよう映像、写真、音声に加工を施している。放送が直接トラブルに結びつくとは考えていない。</p> <p>■A市にある国立大学および大学院の2012年3月の卒業生は、合わせて6100人以上おり、そのうちA市内で就職した○○歳の男性は相当数いると考えられる。放送によって申立人個人が特定されるとは考えていない。</p> <p>■番組制作にあたっては、人権やプライバシーの問題には最大限配慮した。プライバシーが侵されることがないようボカシを入れるなど映像の加工も加えながら、一つ一つ気を付けて編集して番組を制作した。</p>
(4) 公共性・公益性	<p>■団体規制法は、団体に対する規制であって、申立人個人はまったく別もので、個人のプライバシーは観察の対象になっていない。今回の放送内容は、個人の私生活、家の場所、写真、両親とのやり取り、カウンセリングの内容など個人の内容に踏み込んでいるので、団体規制法とはまったく関係がなく、人権侵害に該当するものと考えている。</p>	<p>■オウム真理教及びその後継団体であるアレフは2000年に団体規制法に基づく観察処分の対象になっているが、メディアに対して開示する情報が少なく、それゆえ、私たちメディアが足で取材を重ねて報道することに高い公益性があると考え取材を続けてきた。</p> <p>■教団の実態を知るうえで、在家信者である申立人が実質的に出家信者とほぼ同じような環境に置かれている事実は、現在の教団と信者との関係を知るために重要な事実と考えた。</p>

	申立人	被申立人（テレビ東京）
	<p>■「答弁書」に「出家信者とほぼ同じような環境…」とあるが、申立人はあくまで在家の会員であり、出家した人たちとは生活環境も修行環境も全く異なる。これを「実質的に出家信者とほぼ同じ」と一方的に断じ、そのような誤った前提に立って、申立人を出家した人たちと同列に扱って取材・放送したこと自体が、むしろ今回の番組の著しい人権侵害性を物語っている。</p>	<p>■アレフの信者が何を考え、どのように発言するかを報道することに高い公益性があると考えて取材を進め、番組を放送するに至った。映像、音声を使った表現は活字では伝えきれない真実性、取材対象者の実情を伝えるテレビメディアならではの表現手法だ。取材対象者の性別、年齢、その肉声など、視聴者は映像を見ること、音声を聞くことで多くの情報を得、その真実性を強く感じることが出来る。こうしたテレビメディアの特性を生かしながらも、放送する際に取材対象者が特定されることのないよう十分に配慮して番組を制作してきた。</p>
(5)アレフの団体としての取材拒否、申立人の両親の承諾との関係	<p>■「(アレフ広報主任に対して唐突に路上で撮影を始めたり、報道被害についての再三の抗議にテレビ東京が回答しないなど)一連の経緯を無視して、一方的に『アレフに何度も取材を申し込みだが広報が機能しているとは言えず、取材の窓口すら閉ざされている』『私たちがとった取材方法以外にアレフの実態を明らかにする方法はなかった』などというのは、あまりに身勝手な主張だといわざるを得ません」(申立人が委員会に提出した、申立人の照会に対するアレフ広報主任からの「回答書」より)</p>	<p>■何度も取材を申し込みだが広報が機能しているとは言えず、取材の窓口すら閉ざされている状況だった。また、明らかな取材妨害にも遭遇した。私たちがとった取材手法以外にアレフの実態を明らかにする方法はなかったと考えている。</p>

	申立人	被申立人（テレビ東京）
	<p>■アレフの道場の周辺で、時間帯を問わず女性の会員らが不審な男から声をかけられたり、執拗に付き纏われたりして困っているという話は聞いていた。素性を訪ねてもこたえようとせず、身の危険を感じた女性が警察に通報してパトロールしてもらったケースや、男の腕を掴んで警察に連れて行こうとしたところ、激しく抵抗してそのまま逃走したケースもあったと聞いている。</p> <p>今回の番組を見て、これらが被申立人の取材だったことがわかり、愕然とした。</p> <p>身分すら明かさないような非常識な取材はこれまで聞いたことがない。今回のような人権侵害の著しい報道も聞いたことがない。</p> <p>■「取材していることを息子に悟られないようにしてほしい」という意向が両親から示されていたから、どうだといつか。盗撮や隠し録音が正当化されるということか。仮に両親が了承していたとしても、そのことと、申立人のプライバシーの問題は全く別だ。</p>	<p>■道場近くでの取材の際、身分を明かしたうえでアレフの取材をしていることを伝えた。申立人が主張するような手法は取っていない。</p> <p>■ご両親からはカウンセリングも含め、取材内容についてご了解いただいている。ご両親は申立人を脱会させたいという思いだけで取材への協力を承諾したのではなく、「“オウム”と家族の問題はまだ終わっていない」ことを広く社会に訴えたいという、被申立人の企画意図にも賛同してくれたと理解している。</p> <p>■ご両親から「取材していることを息子に悟られないようにしてほしい」という意向が示されていたため、本人に知らせなかった。</p>
(6)局への要求	<p>■このような番組を制作し、放送したことについて、その非を認めて申立人に直接謝罪すること。</p> <p>■この番組を二度と放送することができないよう誓約すること。</p>	<p>■番組を制作、放送したことに対し非を認め謝罪することはできない。</p> <p>■どのような番組をいつ放送するかは放送局の裁量であり、特別の理由がない中で放送しないと誓約することはできない。</p>

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	審 理 内 容 等
2 0 1 2 . 1 2 . 3 0	テレビ東京 『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』を放送（午前1時25分～2時25分）
2 0 1 3 . 1 . 2 9	申立人、抗議書をテレビ東京に送付
2 . 2 5	申立人から、「申立書」を受理（2月21日付）
2 . 2 6	テレビ東京、抗議書に対する回答を送付
3 . 7	申立人から「当事者間での解決は極めて困難」とする文書を受理
3 . 1 1	申立人、「委員会に審理を依頼する」との文書をテレビ東京に送付
3 . 1 8	テレビ東京、申立人に回答を送付
3 . 2 5	申立人から審理要請文書を受理
4 . 4	テレビ東京から「局の見解」、同録D V D等を受理
4 . 1 6	第196回委員会 審理開始を決定
5 . 9	テレビ東京から「答弁書」を受理
5 . 2 1	第197回委員会 審理
5 . 2 9	申立人から「反論書」を受理
6 . 1 2	テレビ東京から「再答弁書」を受理
6 . 1 8	第198回委員会 審理
7 . 1 6	第199回委員会 審理
8 . 2 0	第200回委員会 ヒアリングと審理
9 . 1 1	第1回起草委員会 「委員会決定」案を起草
9 . 1 7	第201回委員会 審理
1 0 . 9	第2回起草委員会 開催
1 0 . 1 5	第202回委員会 審理
1 1 . 1 3	第3回起草委員会 開催
1 1 . 1 9	第203回委員会 審理
1 2 . 5	第4回起草委員会 開催
1 2 . 1 7	第204回委員会 「委員会決定」案を了承
2 0 1 4 . 1 . 2 1	委員会決定を通知・公表

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕
放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

委員長	三宅 弘
委員長代行	奥 武則
委員長代行	坂井 真
委 員	市川 正司
委 員	大石 芳野
委 員	小山 剛
委 員	曾我部真裕
委 員	田中 里沙
委 員	林 香里